

## 【特定個人情報等取扱特記事項】

### (基本的事項)

- 第1 構成企業は、この契約による業務（以下「本件業務」という。）を行うに当たっては、高槻市個人情報保護条例（昭和61年高槻市条例第41号。以下「条例」という。）第24条第1項の個人情報の処理業務の受託者として、高槻市個人情報保護条例第2条第1項第1号に定める個人情報及び第2号に定める特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の保護の重要性を認識するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう、特定個人情報等を適正に取り扱わなければならない。
- 2 構成企業は、特定個人情報等の安全管理について内部における責任体制を構築するとともに、その体制を維持しなければならない。

### (収集の制限)

- 第2 構成企業は、本件業務を行うために特定個人情報等を収集するときは、本件業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (目的外利用・提供の禁止)

- 第3 構成企業は、本件業務に関して知り得た特定個人情報等をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (漏えい、滅失及びき損の防止等)

- 第4 構成企業は、本件業務に関して知り得た特定個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の特定個人情報等の適正な維持管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の措置は、当該特定個人情報等を記録した媒体の性質に応じたものとしなければならない。

### (特定個人情報等の漏えいの禁止)

- 第5 構成企業は、本件業務に関して知り得た特定個人情報等を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (従事者の監督等)

- 第6 構成企業は、本件業務に従事する者（以下「従事者」という。）に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、当該特定個人情報等の適正な維持管理が図られるよう、従事者を限定するとともに、当該従事者に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 2 構成企業は、従事者のうちから特定個人情報等保護責任者を指定し、当該特定個

個人情報等保護責任者を通じて、従事者に対し特定個人情報等の保護に関する研修、教育等を実施しなければならない。

(特定個人情報等の保護に関する誓約書)

第7 構成企業は、特定個人情報等保護責任者及び従事者から特定個人情報等の保護に関する誓約書を徴収し、その写しを市に提出しなければならない。

(従事者への周知、罰則の教示等)

第8 構成企業は、従事者に対して、在職中及び退職後においても、本件業務に関して知り得た特定個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、特定個人情報等の保護に必要な事項を周知しなければならない。

2 構成企業は、前項の周知の際に、従事者又は本件業務に従事していた者が、条例第30条及び第31条の違反行為をしたとき(高槻市の区域外においてこれらの違反行為をしたときを含む。)並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第48条、第49条及び第51条に規定する違反行為をしたときは、各本条により懲役又は罰金に処されることを教示しなければならない。

3 構成企業は、従事者又は従事していた者が、条例第30条及び第31条並びに番号法第48条、第49条及び第51条の違反行為をしたときは、条例第35条及び番号法第57条により、構成企業に対しても、各本条の罰金刑が科される旨を十分認識し、本件業務を処理しなければならない。

(作業場所等)

第9 構成企業は、本件業務に係る特定個人情報等を取り扱う作業を、市の管理権限が及ぶ区域で行わなければならない。ただし、やむを得ず市の管理権限が及ぶ区域以外で特定個人情報等を取り扱う必要がある場合は、当該作業を行う場所を限定するとともに、特定個人情報等の保管施設の特定等、特定個人情報等に係る安全対策を明確にした上で、事前に書面により市に申請し、その許可を得なければならない。

2 構成企業は、市が指定した場所へ持ち出す場合を除き、前項の作業場所から特定個人情報等を持ち出してはならない。

(特定個人情報等の授受等)

第10 構成企業は、本件業務に関する特定個人情報等を授受するときは、市が指定した手段、日時及び場所で行うとともに、市の定める受渡し記録簿により記録しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第 11 構成企業は、本件業務を行うために市から提供された特定個人情報等が記録された資料等を市の事前の承認なしに複写し、又は複製してはならない。

(記録媒体による成果物の表記)

第 12 構成企業は、本件業務に係る成果物を記録媒体で市に納品する場合は、ラベル等の表記について第三者が容易に識別できない措置を講じなければならない。

(記録媒体等のセキュリティ対策)

第 13 構成企業は、本件業務に係る記録媒体や電子メール等を使用する場合、コンピュータウイルスの感染を防止するため、事前に感染の有無を確認する等、記録媒体や電子メール等の取扱いについてセキュリティ対策の措置を講じなければならない。

(返還又は廃棄)

第 14 構成企業は、本件業務の終了時に、本件業務において利用する特定個人情報等について、市の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。

2 構成企業は、本件業務において利用する特定個人情報等の消去又は廃棄をする場合は、事前に消去又は廃棄をすべき特定個人情報等の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により市に申請し、その承諾を得なければならない。

3 構成企業は、特定個人情報等の消去又は廃棄に際し市から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 構成企業は、本件業務において利用する特定個人情報等を廃棄する場合は、当該特定個人情報等が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他特定個人情報等を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 構成企業は、特定個人情報等の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により市に対して報告しなければならない。

(再委託の禁止等)

第 15 構成企業は、本件業務については、自ら行い、第三者にその処理を委託してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、市が事前に書面により承認した場合に限り、構成企業は、本件業務の一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託することができる。この場合において、構成企業は、再委託先に対し、構成企業と同様の義務を負わせ、その遵守を監督しなければならない。

3 構成企業は、前項の規定により、再委託先に本件業務の一部を委託したときは、

その契約書の写しを速やかに市に提出しなければならない。

- 4 構成企業は、市に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(特定個人情報等の管理)

第 16 構成企業は、本件業務において利用する特定個人情報等を保有している間は、個人情報保護委員会が定める特定個人情報等の適正な取扱いに関するガイドラインに定める安全管理措置を遵守しなければならない。

(特定個人情報等の管理に係る必要事項の記録)

第 17 構成企業は、従事者名簿、従事者への研修実施簿その他特定個人情報等の適正な取扱いを検証できるようにするための必要な記録を整備するものとする。

(立入検査等)

第 18 市は、構成企業が本件業務を行うに当たり取り扱っている特定個人情報等の状況について、随時、構成企業（本件業務の一部を再委託している場合は、当該再委託先を含む。以下この項において同じ。）の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 市は、構成企業のこの特定個人情報等取扱特記事項に係る特定個人情報等の取扱いが不相当と認めるときは、必要な指示を行うものとする。

- 3 構成企業は、前 2 項の検査等を拒むことができないものとする。

(事故発生時における報告)

第 19 構成企業は、この特定個人情報等取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに市に報告し、市の指示に従うものとする。

- 2 構成企業は、特定個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合に備え、市その他の関係者への報告、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

- 3 市は、本件業務に関し特定個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(損害賠償)

第 20 構成企業は、この特定個人情報等取扱特記事項に違反したことにより、市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第 21 市は、構成企業がこの特定個人情報等取扱特記事項に違反していると認めるときは、この契約を解除することができる。

2 構成企業は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、市に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。